

保育園の公設民営化について（概要）

1 保育園の公設民営化とは何か？

これまで区職員の保育士等で行ってきた保育園の運営を、社会福祉法人に委託することです。保育料・保育内容・認可保育園としての位置付けは、これまでと同様です。また、公設民営化後も区は保育園の管理監督を行います。

2 公設民営化の目的は何か？

目的は主に次の 3 点です。

- ①延長保育の充実など、多様な保育サービスを展開するため。
- ②公設民営化により経費を削減し、新しい保育園の運営・整備等に充当するため。
- ③今後の「団塊の世代」の退職による、保育士等の減少に対応するため。

3 これまでに公設民営化した保育園は？

18 年 4 月～ 豊洲保育園
19 年 4 月～ 毛利保育園（予定）

※区では「江東区アウトソーシング基本方針」を定め、事業の民間委託等を推進している。

＜参考：公設民営、指定管理者＞

公設民営とは、文字通り「公」（区）が設置し、「民」（社会福祉法人）が運営することを言い、この運営する法人を指定管理者と言います。民間に保育園を譲渡する、民設民営とは異なります。

＜参考：待機児＞

江東区では、保育園に入りたくても入れない「待機児」が増加しており、18 年 4 月現在で 255 人となっています。保育園の整備が、区の大きな課題となっています。

＜参考：江東区アウトソーシング基本方針＞

平成 16 年 5 月に策定した、区のアウトソーシング（業務の外部委託）の基本方針。特養ホーム、児童館、子ども家庭支援センター等の施設管理等の公設民営化計画等を記載。

4 なぜ南砂第二保育園が選定されたのか？

次の 5 点を考慮し選定しました。

- ①地域的均衡（公設民営園が特定の地域に集中していないこと）
- ②地域に区立保育園が複数配置されていること
- ③改修計画等がないこと
- ④駅の近隣にあること
- ⑤多様な保育サービスに対応が可能なこと

5 今後のスケジュールは？

18 年 9 月～	保護者説明会
18 年 10 月～	事業者（社会福祉法人）募集
18 年 12 月～	指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者決定
19 年 3 月	指定管理者の議決（区議会第 1 回定期会）
19 年 4 月～20 年 3 月	保護者・法人・区の三者による協議
20 年 4 月～	保育園公設民営化（社会福祉法人による事業開始）

※上記は予定です